

除染等の措置としての庭木等の伐採及び除去に係る損失補償基準

(目的)

第1条 この基準は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）第28条第1項に規定する特別地域内除染実施計画（以下単に「特別地域内除染実施計画」という。）に基づく除染特別地域における土壤等の除染等の措置としての庭木等の伐採及び除去に係る損失の補償の基準を定め、もって当該地域における除染等の措置の円滑な遂行と損失の適正な補償の確保を図ることを目的とする。

(定義等)

第2条 この基準において「庭木等」とは、特別地域内除染実施計画に基づく除染特別地域における土壤等の除染等の措置の対象となる住居等、農用地及び住居等近隣の森林に存する観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用があると認められる立木、芝等をいう。
2 この基準において「土壤等の除染等の措置」及び「除染特別地域」の意義は、それぞれ放射性物質汚染対処特措法第2条第3項及び第25条第1項に規定する当該用語の意義による。

(損失を補償する庭木等)

第3条 庭木等のうち、土壤等の除染等の措置として伐採又は除去し、その損失を補償する立木は、第1号及び第3号のいずれにも該当するもの又は第2号及び第3号のいずれにも該当するものとする。

- 一 次に掲げる立木のいずれかに該当すること。
 - イ 土壤等の除染等の措置の実施後の放射線量の測定の結果、立木（学校等に存するものを除く。）近傍の年間積算線量が20ミリシーベルトを超える状況であって、当該立木に付着した放射性物質が当該状況に相当程度の影響を及ぼしていると認められるもの
 - ロ おおむね年間積算線量が20ミリシーベルトを超える地域内に存する立木であって、当該立木に、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故の発生の際に繁茂していた葉の相当程度が、当該立木が存する市町村に係る特別地域内除染実施計画の期間の終了時においてもなお繁茂している蓋然性が高い樹種であるもの
- 二 土壤等の除染等の措置の実施後の放射線量の測定の結果、学校等に存する立木近傍の空間線量率が毎時1マイクロシーベルト以上の状況であって、当該立木に付着した放射性物質が当該状況に相当程度の影響を及ぼしていると認められるものであること。
- 三 防風、防雪その他の効用がある立木の場合においては、当該立木を伐採又は除去することにより当該効用を喪失し、又は著しく減少させないこと。

2 庭木等のうち、土壤等の除染等の措置として除去し、その損失を補償する芝等は、芝等近傍の放射線量の低減のために除去することがやむを得ないと認められるものとする。

(補償額算定の時期)

第4条 前条に規定する伐採又は除去し、その損失を補償する庭木等（以下「補償対象庭木等」という。）の伐採又は除去に係る補償額は、契約締結の時の価格によって算定するものとし、その後の価格の変動による差額については、追加払いしないものとする。

(補償を受ける者)

第5条 損失の補償は、伐採又は除去する補償対象庭木等の所有者に対してするものとする。

(個別払いの原則)

第6条 損失の補償は、各人別にするものとする。ただし、各人別に見積ることが困難であるときは、この限りでない。

(損失補償の方法)

第7条 損失の補償は、金銭をもってするものとする。

(補償対象庭木等の補償額算定の基本原則)

第8条 伐採又は除去する補償対象庭木等については、当該庭木等の所有者において原状回復できるよう補償するものとし、その額は、次の各号に定める額とする。

- 一 補償対象庭木等のうち、伐採するものに対しては、正常な取引価格と根株の除去に通常要する費用相当額との合計額
- 二 補償対象庭木等のうち、除去するものに対しては、正常な取引価格

(正常な取引価格)

第9条 前条の正常な取引価格とは、伐採又は除去する補償対象庭木等と同種又は根本周、株周、胸高直径、樹高、枝張等に応じた価格が類似する種類であって同等の立木の植木市場等における取引価格（運搬及び植込みのための費用を含む。）を基準とし、当該庭木等の用途、樹勢及び剪定その他の管理状況並びに当該庭木等の存する土地の状況等を勘案して算定する価格とする。ただし、これにより難いと認められる場合にあっては、立木価格に精通した者の鑑定価格を参考とする方法その他の適切な方法により算定する価格によるものとする。

2 伐採又は除去する補償対象庭木等が防風、防雪その他の効用を有し、かつ、当該効用を維持し、又は再現する特別の事情があると認められる場合は、前項の規定にかかわらず代替工作物の設置に要する費用その他の当該効用を維持又は再現するのに通常要すると認められる費用に相当する額を前条の正常な取引価格に代えることができるものとする。

附 則

この基準は、平成24年5月2日から施行する。